

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成23年6月21日(火曜日)
午前9時30分～午前11時40分 現地視察
午後1時00分～午後 4時43分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委員 長 原 田 茂 副委員 長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委員 (議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議会事務局 長 岩 崎 敏 行 議会事務局 主査
岡 崎 基 代 議会事務局 主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 総 務 部 長
波佐間 敏 総 務 部 長 倉 重 郁 二 総 務 部 次 長
奥 田 源 良 総 務 部 財 政 課 長 小 田 正 幸 総 務 部 税 務 課 長
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長 内 藤 賢 治 総 務 部 国 体 推 進 課 長
田 辺 剛 総 合 政 策 部 長 篠 田 洋 司 総 合 政 策 部 次 長
末 岡 竜 夫 総 合 政 策 部 地 域 情 報 課 長 松 野 哲 治 総 合 政 策 部 商 工 労 働 課 長
藤 井 勝 巳 美 東 総 合 支 所 長 杉 本 伊 佐 雄 秋 芳 総 合 支 所 長
藤 澤 和 昭 病 院 事 業 局 管 理 部 長 千 々 松 雅 幸 病 院 事 業 局 経 営 管 理 課 長
井 上 孝 志 美 東 病 院 事 務 部 事 務 長 久 保 毅 上 下 水 道 事 業 局 長
三 戸 昌 子 上 下 水 道 事 業 局 管 理 業 務 課 長 矢 田 部 繁 範 上 下 水 道 事 業 局 施 設 課 長
古 屋 勝 美 会 計 管 理 者 西 山 宏 史 監 査 委 員 事 務 局 長
佐 藤 和 美 監 査 委 員 事 務 局 技 術 監 査 室 長

午後 1 時 0 0 分開会

委員長（安富法明君） それではですね、お揃いのごさいますので、只今より総務企業委員会を開会いたします。先程も申し上げましたが、大変暑くなってきておりますので、上着は取られて結構ですので、どうぞ自由にお取り下さいませ。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました議案 5 件につきまして、審査をいたしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。市長さん、報告等がございますか。

市長（村田弘司君） 特にありません。よろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 委員の皆さん何かご報告がございますか。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 開会にあたってですね、きょうは午前中サインシステムを見に行かせていただきました。いよいよ机上審査はいるわけですが、その前にちょっと議長にですねお伺いをしたいと思うんですね。審査のあり方。私は審査は原則的には公開の場、いわゆる本会議場。これが原則になっております。しかしながら、それでは非常に全員でやるということは非効率だということからですね、地方自治法も委員会を常任委員会を作ることを認めております。そして、美祢市議会も委員会条例がございまして、地方自治法上に基づいた委員会条例、これを作ってですね、委員会に付託をされた。その前にですね、一つお尋ねしたいのは本会議場で提出者から議案説明を受け、そして質疑をやりました。今回もですね質疑はありませんかと議長はお尋ねになったときに、質疑はありませんということで、今度はこの委員会に付託をするということが決まったわけですね。その場合に質疑はありませんかと問われてるわけですね。そこでないと答えて、しかもその議案に対してですね、原課に行って議員が調査する。こういうことが良いか悪いか、まず議長にお尋ねしたいと思えます。

委員長（安富法明君） 秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 今、竹岡委員が言われた質疑はありませんか、確かに本会議場でいろんな案件につきましての質疑はありませんかということ、各議員さんに問うたのは事実でありますし、その時全員なしということですね、進めて来たんですけども、そのあとどういうふうな形で、どのような行動を取られたかというこ

と私も全く把握しておりませんもので、どのように答えていいか分かりませんが、確かに本会議場ではですね質疑というふうなことはございませんでした。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私がお尋ねしたのは、質疑があったかないか聞いたんじゃないんですね。質疑はなかったのは私も承知しております。で、その後その議員の方が、その議案に対してのことについて調査活動を始められたと。これが審査のルールとして良いか悪いかというのをお聞きしたいと思うんですね。

委員長（安富法明君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） それでどのような調査、質疑をですねどこに行き行ってされたかというちょっと私も把握をしておりませんもので、どういう立場であるかということも全く把握はしておりません。それが良いか悪いかということもですね内容すら分かりませんもので、どのように答えて良いか困惑してるような状態でもありません。

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 当然だろうと思うんですね。実は初日に議案提案されまして委員会でも付託をされた、今回はどこにありますかいね第4号議案ですか。第4号議案美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてだと思っと思うんですね。このことについて本会議場でも質疑なかったと。それからちょっとわかりにくくはあったんですが、市長の提案説明の中では一応ですね、別表の監査委員の識見を有する監査の部の識見を有する者のうちから選任される委員の項、金額の欄を次のように改める15万ということで、ひらたく言うたら代表監査、代表監査に対する報酬を15万にしようとして別表をね。こういうことで実は提案されたと思っ思うんですね。その後6月13日私も13日の午後一般質問をやらせていただきました。一般質問の中でちらっとしか言いませんでした。代表監査委員のことについては、ちらっとしか申し上げておりませんし、それからその席で副議長に対してサインシステムの一般質問の中でしようとしたんですが、総務企業委員会でやるということで、資料の要求は副議長にさせていただきました。配られてるのか、あとから出るのかわかりませんが、そういう要求をさせていただきました。そうしますと、6月の13日ですが、午後は昼から議長職を副議長が務められたんですね。そして4時過ぎ頃ですか、監査室のほうに来られているいろいろお調べになった。という経緯があるんですね。従っ

て、議長は議長の権限を、当日昼からは副議長に委嘱されたんだろうと私たちは思ったわけですね。そこで代表監査委員の問題、議会選出の監査委員の件等々お調べになった。これはね私はねルールが違うんだと思うんですね。議会というものは、あるいは委員会というものは、議決権も持っていれば調査権もある、それから任命権もあるという議会の権能と議員の権能、この辺を明確に議長のほうからご答弁願いたいと思います。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 今、監査室に行って調べられたということですね。それはどういうふうな立場で、議会の立場で行かれたか、個人の立場で行かれたかということは、私もちょっと本人でございませんので、分かりませんからですね。どこでどういうふうな線を引いたらいいかというのは分かりませんし、議会のほうにつきましては調査権というのがありますから、それはそれなりの段階を踏んでやるべきだと思いますけども、それを個人で行かれたかどうかということは、当事者でございませんから、私もよくわかりません。

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あのですね、個人というのは議員個人という意味ですか。（発言する者あり）それなら良いけど、議会の元々権限というのは、一番大きなのは議決権ですが、選挙権もあれば執行機関の当然監視権、それから意見書の提出をですね報告を受けたり、あるいはそれを受け取ったり、あるいは請願の受理権、こういうものが全部あるわけですね。最後に自立権こういうものもあるわけですね。その中でその議会の権能と言いますか、権限と言いますか、これとですね議員の権限は違うと思うんですね。議員はこれいつか私が失言申し上げて、河本議員さんから指摘を受けました。議会は合議体だと。合議体の中の一員として議会に参画してるだけだと。そうするとね議案を提案されて、そして質疑はありませんか、質問はありませんかとは聞いてないんですよ。質疑と聞かれてるんですよ。それは意味があるはずなんですね。一般質問じゃったら市長に対して質問したら、市長アドリブで答えてじゃからいいけど、どこへ飛んだからって別に制約ないんです。これは質問なんです。方針を聞いたり、いろんなことを聞くのは質問なんです。ところが質疑は違うんです。議案に対してだけしかできないようになってるんですね。そこでないと言われたものが何故調査をさせたのか、その辺でちょっと議長にお聞きし

たいと思うんですね。何故そんなことまでさせてですね何かそれとも思惑があったのか。

委員長（安富法明君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 議会の権限の話になっておりますけども、議会の報告会でも申したとおり、議会の権限の中には、条例の制定権とか、調査権、監査権等があるというふうなことでいっておりますけども、議員に対してこの度どのようなことがあったか分かりませんが、議会がそのような調査をしてくれというようなことは、議長として言ったことはございません。

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 議長はありません、ありませんと答えられるんですが、現実には起きてるんですね。そういうルールを破られてまで、やるという意図が何かあったんじゃないかと、私は議長に申し上げてるんですよ。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 少なくとも今の話を聞いたら、本会議場で議案を上程された、特に監査の関係かいね。議長の答弁の私はもう正解で、ある程度結論がでちよると思うんじゃないけど。議会で議案になる。これは地方自治法上も会議規則上も明確に審議する議案が上程された場合は、当然公開の場というのは本会議場なんですよ。本会議場で監査委員に関わる予算が議案で上程されて、質疑が行われたと。但し質疑を行ったときの議長は、秋山議長が議長席についちゃったと。その時に質疑を求め、質疑をこれを持って質疑を打ち切りますという宣言をしちよるそいね。そのあと委員会付託と。総務企業に付託することにご異議ありませんかということで、議会としての調査、審査も含めて、質疑はそこで打ち切れちよるわけいね。本会議場での。当然さっき言ったように、地方自治法では議員個人の調査権は与えられてのうて、議会というものに、美祢市議会に調査権が与えられちよると。それを質問も疑問も調査も含めて本会議で求めなさい。それをこの監査委員の案件に関しては、既に本会議場で質疑も含め、委員会付託をもって議長はこれをもって本会議での質疑、調査を打ち切った。あとは委員会でやって下さいよと。しかしながら、竹岡委員はもう一つは、竹岡委員が行った2日目の一般質問の午後からは議長は、その時の布施副議長の報告では、議長は所用のため議長の職務を私副議長が成り代わりますということで、議長の職権は副議長にわたされたと。これは私らも当

然そう思う。だからいろんなものを一般質問も含めて調査活動を求めるとするならば、議長席に座っている副議長に調査権があるということなんです。ところがさっきの監査室にかかる予算の分については、地方自治法と会議規則のルールに沿えば、既に初日で終わっているのではないかと。（発言する者あり）委員会付託されちよるから。議会としては、委員会付託された段階で終わっちゃると。その調査をする権限も含めて、副議長にわたしたんかということでは、その中身がよく分からんが、原則としては一般質問の行為を行う、議会というのは、その日の本来なら5時までがその日の本会議で、議会公務を5時まで議長の職務権限を与えちよるんなら、副議長が監査室に行ったものを、議長は承認したことになるんじゃないかということにつながるそいね。だけど議長の質問からいくと、私らも見えにくいんで、その時のことの経緯を、きちっと何らかの形でペーパー化したものを提出できるんかどうなのかを、竹岡委員に逆にお聞きしたいところがある。今の口のやりとりだけじゃったら、分かる分は分かるが、分からん部分は全然分からん。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） もともとね私も一般質問の時は副議長が席に着かれておられたときに、サインシステムのことについても私資料要求したんですいね。議長職に。ですから当然きょうは出て来るじゃろうと思います。配付されてないけど出るじゃろうと思います。そういうふうに資料だとか、必要なものは議会を通して求めるのが、あるいは委員会に付託されたら委員会を通してするのが普通なんです。それを何か意図があったんですかと僕は議長に聞きよるわけ。（発言する者あり）議長はまだそういう意図はありませんとは言っていない。知らんと言ってるだけ。

委員（南口彰夫君） 意図の前に、ルールが、どこがどうルールに反しよるといふ説明をもう少しきちんとしてもらわんにゃわかりにくいと。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それではですね。美祿市が合併して議会が新しい議会構成ができたとき、平成20年5月に議会の関係資料というこういうものを1冊みんなもらってるんです。これに全部書かれてます。今私が行ったことは、ルールから何から。議会の権能、議員の権能、それから審査のあり方、そこまで全部明記されてます。だからそれに基づいてルール違反だと僕は言ってるだけです。それを議長は許したんかと聞いているだけです。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 普通、委員会は事前に審査事項が用意されちよるから、議案にあることを中心にしか普通みんな資料用意してないんですいね。予算委員会で初っぱなから、そもそも税のありかたから税金の正しい使い道とかでいきなり言われたって、みんな委員らは分かりにくいそいね。それと一緒に議会規則並びに議会運営、必要とする議決権も含めて、そもそも論でいわれておるので、残念ながら私も物持ちのいいほうじゃけど平成20年の議会解散後、新しい議員が構成されて事務局から配付されたという資料は記憶にあります。残念ながら手元がありません。ですから今度のことで確かに一般質問の2日目の午後からは、議長職が移譲されちよるとこれは事実なんですね。移譲されたところで副議長が職務を持って行った行為が、どういうルールで逸脱してルールに反しちよるといふ説明を、もう一度、一から資料の退出も含めて説明をしてもらわなければ、非常に理解をしにくいということをお竹岡委員に言ってるんですけどね。

委員長（安富法明君） 南口委員私もよく分からないところあるんですが、要は議案としては上程をされた4号議案でしたか、4号議案ですよ。これについてですね本会議で質疑をしたと。質疑なしということで委員会付託をされた。もちろん委員会で審査をしてですね。委員長報告なりにまた質疑もごぞいますし、最終的に本会議で採決をします。この過程において資料の請求等、あるいは質疑等に関して、議長はこういうふうなこの議案に対して資料請求等されたことご存知か、あるいは正規のルールに則っておるのかどうかという判断をどうされてるかということだろうと思う。議長のお話を聞いた限りでは、議長はご存知ないような口ぶりでした。竹岡委員の言われることはですね、議長知らない、委員長に当然まだ委員会の開会をしてないわけですから、時点ですから知らないわけですから、こういうことで良いのかということだろうと。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 議長も了承しちよってのは、議案というものが市長から提案されたものであろうが、議員から議案提案権を持って提案されたものであろうが、少なくとも議会が招集されて、議会が告知され、いついつ開会しますと事前に議案が送付されて以降は、少なくとも議案は議会の公の場、本会議場で議論するということがルールの鉄則なんです。そのために初日に議案が市長からなされて、そこで

議員としての調査権は認められるんですいね本会議場で。それに必要であれば、質疑を質問を疑問を問いただすと、市長に、必要であればそれに関する資料を請求するというのを初日の本会議で行うと。だけど既にこの今の監査室に関わる予算については、初日の質疑応答のその他ありませんかということをもって、これをもって質疑を打ち切りますという宣言をして、議長の宣言は議決になるんです。だから一つは議決をなされちよと。調査も含めて議員の調査権を本会議場で与えられた調査権は打ち切りになちよと。それからこの議案に関しては、総務企業委員会に付託をいたしますと。ここでもう一度議決をとちよるんですね。それに異議ございませんかと、異議なしということで、総務企業の安富委員長のほうの所管にふられたと。ここで一つは、議会からは俗に言う議会からは、委員会に移ちよるわけ議案が。その間議員がかってに調査活動することは、私平成3年から二十何年間議会におるけど、ただの一度もそういう事例がないので、そういうことはありえんのじゃないかと。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） ようやく話が見えてきたというか、10日の日の初日に議案上程されたときに質疑がないかという、確かにないということで委員会付託されたのが10日の日。その時には私議長を務めてましたので。その週を明けた13日の日が一般質問、午前中は私が議長席に議長を務めさせていただきまして、昼から副議長に所用があって代わっておりますのでいませんでした。それ以後について何があったかというには、私もちょっと計り知れんところがありますもので、どういうことが起こってるかというのは全く把握しておりませんから、コメントできませんけども、いなかったとき何か起こったということですか。さっきからずっと。南口委員何か起こっておるといことですよ。（発言する者あり）それも今言った議案第4号の件について、何か起こっておるといことを知っておられるといことですよ。ようやく分かりました。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、安富委員長も言われたように、議長はそういう事実関係が認識できないと、何を与えたかなにを与えてないかというのは、副議長が議長席で、議長が所用のため議長の職務を代行いたしますという宣言をなされて、議会はそれを了承しちよるそいね。2日目の10時に。そうすると議長の職権はその日1

日を与えたのか、それともあくまで一般質問に関して与えたのかというのが、あなたが聞きたいところじゃろ。そういうこと。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 秋山議長。

議長（秋山哲朗君） とりあえず本会議の一般質問が終わった時点だというふうに（発言する者あり）何時に終わったかは把握しておりませんが、4時過ぎぐらいには議長室におったと（発言する者あり）

委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言する者あり）はい、布施委員。

委員（布施文子君） 私は市長の提案説明を聞きまして、すぐに質問はできませんでしたので、質問をしておりません。別に大意があつて監査室へ行ったわけではありませんが、調査をしてそして近隣市町のいろいろな資料も収集をして、きちんと分かって質疑がしたいという思いは常に持っております。そこで市長の提案説明に沿って、私の分からないところを質問に監査室へ参りました。それが今言われたように、議長としての権限の部分であるという考え方は持っておりませんでしたので、それがもしそういうことで問題であるならば、お詫びをしたいと思います。以上です。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今の布施副議長のおっしゃるのは、一議員としてということですね。だから提案説明受けて当日ようわからんやったと。じゃから質疑の時にはせんやったと。あとから調査を始めた。それはルールが違えやしませんかと言ってるだけですよ。それでルールが違うことで審査に入るんなら、以後（発言する者あり）そんなことがええんかと僕は言ってるわけ（発言する者あり）それとも何か意図があつたんかねと聞きよるわけ。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 南口委員指名してから発言を。（発言する者あり）委員長としてはですね。委員会付託を受けまして、委員会の開催の日程が既に決まっておりますので、委員会を開会してからその権限が発揮できるものと、私は理解しております。ですから竹岡委員さんの質問と言いますか、問題提起なんですけど、基本的にはですね議会のルールとしては、本会議中あるいは委員会に付託をされて委員会の権限が発動できるまでにはですね、やはり議長の責任で資料の請求等はですね議長をとおして行われるべきであろうというふうには私は判断をしておりますし、委員会の途中で皆さんの資料要求等に対しては委員長として対応しますし、このこ

とについても当然議長にはたまたまおられますから、うちの委員会はいちいち報告はしませんけど、報告をしながら議会として資料を請求するもの、委員長として請求するもので私はないというふうに思っております。ですから今回そういうことがなされなかったということで、もちろん先程ですね、先程と言いますか先だって議会の基本条例等についても制定をされましたが、閉会中にあっても資料の請求等については文書で議長を通して行うようになってるというふうに思いますし、いかなる場合もですね議長を通さずにとというのは、私はあり得ないことだろうというふうに判断をしております。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） たださっき僕は質疑と質問という言葉を使ったと思うんですね。質問はいいんですよされて。質疑は提案の議案に対してだけなんですよ。自分の意見は当然言えないというルールはあるんですが、ルールに則って議会運営をせんにゃいけんわあね。それが今回のようなやり方で審議されるんですかと僕は問いよった訳、一つは。分かってもらえますかいね。もし必要ならばこの委員会が開会されて初めて委員長に申し出る。あるいは本会議場で議長に申し出る。これはルールなんですよ。（発言する者あり）20年間じゃなくてちゃんと書いてあるんですよ。決まってるんですよ。我々20年5月にこういうものまで議会事務局が一生懸命作って配って、熟知してほしいとルールを。その上で本会議それから委員会をやって審査をします。これがやっぱりルールなんですよ。だから私が言ってるのは、何かはっきりいって意図があるんですかと言いたいわけね。しかも議案以外のことまで調査はいっちょってじゃからね。例えば議会選出の委員の労働時間だとか、作業量だとか、報酬だとか、だから何か意図があるんかねと言ってるわけですよ。

委員長（安富法明君） はい、布施委員。

委員（布施文子君） 議会選出の議員の労働時間とか、そういうことは私は聞いておりません。代表監査委員の労働時間については聞きました。そのことはそれとして、調査活動もう一度私の頭の中をちょっと整理をさせて下さい。議案が配付されて提案説明をされた。それ以後担当課へ行って調査活動というか、聞き取り調査をしてはいけないんですね。（発言する者あり）そうですか、それは分かりました。

もうそれ以上大きな声を出さない。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちよと待つて。私が今報告を受けてるのは、いろんな質問されてるのはいいんですよ。代表監査委員のいわゆる作業量が増えた。それから当然健全化法というものができて、あるいは工事監査、あるいは支援団体、かつてやなかった監査項目がすばらしく増えてきている。それから合併後もですね、いわゆる外部に出ていく、公民館だとか出張所だとかというところも非常に増えたというのは事実なんですね。それは調査そのものはいけないんですね。本当は本会議場で求めとかんにゃいけないのですよ。それを分からんから分かるものを出して下さいというふうにするのがルールですよと言ってるわけですね。そのルールを踏み外して、今の議会選出は言ってますよと言われるけど、議員選出の監査委員の業務は増加していないのかという質問しちよってんですよ。また議員選出の監査委員の報酬は増えないのかと。何の意図があつて聞かれたんでしょうか。ちよっとおかしいと思うよ。何かがないとこんな質問する必要がない。議案と全く関係のないことまで（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、竹岡委員の言わんとせんところもわからんことはないけど、布施委員が議員活動として所管のところに行っちゃいけないのかというのはね、私が3月議会であれほど言ったんです。普通の時でも議員バッチ付けて職員のところへ赴くと、議員バッチというのは住民の代表で、彼らペーパーテストでちよちよっところ丸かペケか三角か適当に付けちよきやどれかあたるぐらいの試験で職員になちよるそいね。ところが私らは一週間走り回して、俺は寝ちよったけど、走り回してじゃね住民からある程度の票をもらわんにゃ出てこれんの。この議員バッチ。きょうはいつものと違うピンクを付けちよる。青を付けたら議長が怒るから。ピンクを付けちよるこのバッチというのはね、職員に対しては無言の威圧をかける。私は多少いろいろあるときにはね、向こうの図書室に呼ぶそいね。そんなら職員はこうやって来るからね。まして所管のところへ議案に関わる所管の委員のところへ、例えばここに病院の局長があるから病院に行って、よう藤澤君よと言ったら彼はびっくりするいね。何かあつたんでしょうか。まして副議長さんということになれば、しかも議会の開会中にこうやって来られたというたら、もう職員は俗にいう何されるか分からんから、何言われるか分からんから。議員バッチを付けて安易に役所の中をうろろうろするなど。ましてあんたと直接事業しよらんからええけ

ど、誤解をされるようなポジションついちよるとか、職業をもっちよる人らは、議員バッチを嵩に懸けて役所の中うろうろして、職員に無言の威圧をかけながら何か引き出すという権限をもっちよるんじゃから。その行為をやったっていうなら大問題ですよ。それを禁じちよるのがルールなんじゃから。議員の職権、地位利用、これは国会議員であろうが田舎の議員であろうが、議員という議会制という職員が予算を持って執行する。それを議決権をもっちよるわけいね。議員は一人ひとり、この議案をええか可決してほしいかというたら可決してほしい。流してもらったら困るんかと言うたら、困ります。担当課の係長であろうが、課長であろうが、部長であろうが、その議員の私らが全て握ちよるんじゃけ。それを市長に脅すことができるわけじゃから。それから議案をつぶされたら、部長であろうが課長であろうが面子まるつぶれになるわけじゃから。という権限を持って行かれちよるから、ええんかていうたらいけん違法行為だと言いよるそい。

委員長（安富法明君） はい、布施委員。

委員（布施文子君） よく分かりました。またご意見等拝聴いたします。議事を進めて頂きたいと思えます。よろしゅうございましょうか。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 議員選出の監査委員さんについての調査をされたかということだろうと。

委員（布施文子君） 全く大意はありません。それからそのことについて、異議を申し立てるつもりもありません。それだけです。それははっきりと申します。

委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言する者あり）南口委員。

委員（南口彰夫君） 議員バッチを付けて所管のところに全て行っちゃいけんというわけじゃないんよ。今度はもう一つは質問権は一般質問ちゅうのがあるそいね。それは一議員としての権限で、市長若しくは執行部にあるから、一般質問に絡んで所管の委員会であろうが、質問する関係で建設課であろうが、商工であろうが、病院であろうが、こうこうこういう質問をするので調査をさせていただきたいと。調べて必要であれば資料をお願いしたいというのは、一般質問を円滑に進めるための議員活動なんです。これは調査権でも何でもない。じゃけどさっき言うたのは、一般質問の場合は一議員と一市長、一執行部の話なんです。本会議場で載ってる議案に関するものは厳しく制限されちよる。何故かと言うたら議決を必要とするから。議決権をもっちよるから。否決しようが可決しようが、その議決権をもっちよるも

のが、バッチを付けて安易に所管のところに行ったら、無言の圧力掛けたとみなされたと。ここの違いがある。竹岡委員の言うんであれば、きちんと監査室でそれを対応したものも含めて、何らかの議長もきちんと認識できるものを協議する必要があるんじゃない。今の範囲じゃったら、言うた言わんって副議長は否定をしちよらんけど全体が見えん、よく。一部は見えたけど。その辺はどねえかね。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） よろしいですかね。私とすればですね議会のルールなり、議会運営のあり方等に関して、十分な理解が足らなかったということであろうかというふうに思うんですが、そういうことについては、議長のほうで私は配慮して頂きたいというふうに思うんですが、議長のほうで引き取ってもらえませんか。

委員長（安富法明君） 秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 委員長のほうから議長のほうへ配慮して頂きたいという、どのような配慮が適切な処置かということ分かりませんが、もしそのほうでまた皆さん知恵をお借りしたいんですけども、それで納得してもらえればいいと思いますけども、竹岡委員が言われるわけですから。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 委員長とすればですね委員会審査を始めるにあたって、それまでの議員さんの調査のあり方について、疑義っていうか、ルールに反した部分があるんじゃないかということで、こういう状況で委員会審査を始めていいかというふうに言われますとですね。私も私の権限の及ばない範囲で事実確認もできませんし、非常に困るわけですが、調整のためにここで暫時休憩をしたいというふうに思います。

午後 1 時 4 4 分休憩

.....

午後 2 時 4 4 分再開

委員長（安富法明君） 再開をいたします。休憩前に審査に先立ちまして、議案 4 号についての調査のあり方について、竹岡委員のほうから異議が提出されておりますが、この件に関しまして委員さん何かご意見ございますか。はい、原田副委員長。

副委員長（原田 茂君） 休憩前にいろいろ議論されましたが、率直なところ私もあまりよく分かりませんし、またMYTを見られてる市民の方もなお分からないと

思いますので、副議長と山中さんが監査室に行かれた経過をですね、監査室でご説明をお願いできたらと思いますが、どうでしょうか。

委員長（安富法明君） 監査室にですねおいて行われた質問等についてのやりとりということでしょうか、西山監査事務局長報告ができますでしょうか。はい、西山監査事務局長。

監査事務局長（西山宏史君） 布施議員、山中議員が監査事務局にお見えになった翌日に三好代表監査委員、竹岡監査委員にメモ的な報告を提出しておりまして、それは今手元に持っておりますので、その内容を読み上げさせていただくことはできます。まず頂いたご質問一点目はですね、代表監査委員の業務時間がどれくらい拡大しているのかというお尋ねがありまして、平成21年度は私どもの把握では代表監査委員の勤務時間は339時間、平成22年度は505時間、そして平成23年度これは見込みでございますが、755時間であると見込んでおりますとお答えしております。そして2番目のご質問はですね、何の業務が増加してるのかということでございます、三つほど要因がございますとお答えしております。大きな原因三つとしましては、22年度においては定期監査の様式変更等によるその監査の綿密化より詳しく定期監査をするようになったということをお伝えしました。同じく22年度にですね年度末にかけて財政援助団体等の監査を導入しておりますと申し上げました。そして23年度については新たに工事監査にも着手する予定でございますということを申し上げております。それから三つ目の問いでございます。財政援助団体とは何でしょうかと、そのご質問と22年度の財政援助団体等監査については、どんな基準で対象を絞り込んだのかというお尋ねがございました。その時点では正確に財政援助団体等の数を掴んでおりません、私ども200から300ほどありますと申し上げております。総務企業委員会までには財政援助団体等の数を明確にしておいて下さいとのご依頼もありまして、今時点では私どもがいわゆる財政援助団体とっておる団体は266ということでございますけども、ちょっと本題に帰ります。次のご質問はですね、選定基準についての回答であります、三つございますと申し上げました。選定基準の一番目はですね美祢市から多額の交付金を受けておる団体、概ね100万以上を目安にしておりました。それから2番目の要件でございますが、団体が活動される財源のうち美祢市から交付される補助金等の構成費が高い団体ということが2番目。そしてその団体が美祢市に存在してるか

という以上の三つの要件で選定しておりますということをお伝えしました。それから四つ目のお尋ねは、工事監査とは何でしょうかと何をするのでしょうかというお尋ねがありまして、工事監査についてはですね、当年度の工事監査と過年度の工事監査を実施する予定で、まず当年度の工事につきましては、違法性がないかを見る予定でございます。過年度については、完了した工作物等が適正に管理運用されてるかといったあたりを中心に監査をする予定でございますとお答え申し上げます。それから5番目の問いでございます。代表監査委員さんの業務は増大していると説明なんだけれども、議員選出監査委員さんの業務は増加していないのか、そしてその議員選出の監査委員の報酬は増えないのかというお尋ねがありまして、私どもが申し上げたのは、これまでの一連の監査機能の強化については、今年度4月1日からの事務局職員室長が一名増員したことです。それと代表監査委員の勤務時間の増加により、対応が可能であるということをお知らせしております。議員選出の監査委員の報酬増額というのは、今回この検討はいたしておりません。ということをお知らせしております。以上ですね大きく五つについてお尋ねがありまして、以上のようなお答えをお知らせしております。以上です。

委員長（安富法明君） 今ですね監査事務局長のほうから、当時のですね質問についての答弁等についてのお答えがありました。このことを踏まえてですね委員さん何かご質問が更にございますでしょうか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私も内容を余り詳しくは説明しなかったんですが、今お聞きのとおりなんですね。委員長委員会もう審査を質疑いらんやろう。あそこまでやっちゃあ。（発言する者あり）だから私はルールが違やせんかといっている。だから公開の場で審議して議決してやるのがいわゆる基本になってるんですね。それがあそこまで踏み込んでやってもう何もすることはない。だったらみんな委員は、議案提案されてから質疑なしと言っとって、みなああいう行動とって行けばいいわね。各課に。だからルールの違うやり方で審査をされるんですかといって僕が最初に取り上げたら、そんなものはできんとおっしゃるけどやね。事実としたらそういうことです。

委員長（安富法明君） ほかに。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 先程から問題になっております監査室に行ったのは、私と布施委員でした。それで私が思っていたのは本会議においては、総務企業委員会に付

託されそうな案件については、質問してはいけないというようなことがすごく頭の中にありまして、それで萬代議員のほうからこのことに関しては質疑が少し出たと思います。その時に資料要求らしきものがありまして、それで私たちはこの総務企業委員会においてきちんとした、この場できちんとした審査を行うためには、まだ分からないことがたくさんありましたので、本当に監査委員として何をされているのかということ自体から分かりませんでしたので、ルールを逸脱して幼稚園以下と言われればそれでもしかたないと思いますが、本当分からなかったものですから、今言われました工事監査というものは何かというようなことも分かりませんし、それから議員選出の監査委員のことをいろいろ聞かれたが、大意があったのではないかとされておりまして、そうではありません。議会選出の議員の監査委員は月額3万5,000円です。そしてお話を聞いておりますと、昨年のお盆もびっただし監査にあたって、なかなか大変だというようなお話を伺っておりますので、それならこの議会選出の方のも上げるべきじゃないだろうかというような話もいたしました。ほかにそれが高いとか安いとか、今度議案に提出されております監査委員の方の7万9,000円が15万円ということも、ほかの他市のも見せていただきました。そしたらやっぱり15万から18万くらい皆それ相当の金額になっております。ですので、もう一回きょうこの審議の時に確認をしようかなと思いましたが、先程、西山課長のほうからお話がありましたので、もうこの補正の時には、私は質問はいたしません。以上です。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先程、市の職員の採用試験と一市民が市会議員になるのは選挙を通じて、先程も市の職員は非常に厳しい公務員試験を受けてですね、非常に激しい競争の中で選抜かれて、職務に美祢市の職員として採用されているわけですね。職員の場合は、特に地方公務員法という法律があって、全体の奉仕者と。美祢市全体というのは、美祢市民全員ということと併せて、美祢市の地域面積、山、川、森すべてを含めて、全体の奉仕者としての職務にあたるということで、非常に厳しい地方公務員法に定められて職務についているわけです。また議員は、市民の代表として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に務めなければならぬということが先の美祢市議会基本条例、勉強不足のもんであんまりよく分らんのですが、基本条例の中の政治倫理というところで、美祢市議会議員の

政治倫理に関する条例というところで、議員の責務ということで、市民全体の代表者としてということなんです。今の山中委員のお話を聞いちゃったら、話だけ聞いちゃると先程、幼稚園、小学校の入前の幼稚園以下だという話をしてましたが、お話を聞くだけであれば、少なくとも大学のその上の大学院の法学部ぐらいを卒業された非常に高い権威で、高い位置でものを見て行動されたことも可能性としてあるのではないかと、それはどういうことかと言えば、先程も申したように議員が議員バッジを付けていることを知った上で、監査室に趣いたと。議員バッジ付けてなけんや、監査室入って質問なんかできやせんし、職員も先程の答弁なんかするわけが絶対ありえんです。一市民であれば。ところが議員バッジを付けて、先程まで本会議場では議長室に座られちよる方とまた議員としてのバッジを付けておそらく行っているはずなんです。そうするとその職員は当然全体の奉仕者としての公務員という立場とまた市民の全体の代表者として対応してるわけですね。先程の五つの質問に対する答え方を見てもですね、これを政治倫理基準というのがあります。第3条に。議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。1に市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないことと。4番目に市職員の公平な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使することを求めるような働きかけをしないことということのような疑惑を持たれるような内容と受け止められるようなことではないかと、私は受け止めました。善意に解釈するのか、悪意に解釈するのかという問題ではなく、議員バッジを付けていると。これは3月議会でもとうとうといったはずなんです。議員バッジを付けてる人間は市役所の中では特殊な人間なんです。特別な人間なんです。まして、議員バッジを付けているものに対しては、ある面職員が敬意を払うのは当然のことであるし、恐れおののくこともごく自然として出て来ると。そういう中で質問を議会の本会議場で本来するべきものを通り越した、非常に準備用意周到された高度な質問ではないかと思えます。私たち三好委員も含めて日本共産党の議員でもあれだけ準備した質問はなかなかようできんです。それを二人がただ単に、本会議の一般質問が終わってちょっと寄ってみたというような質問の内容ではないと思えますよ。明らかに準備用意をされて、しかもポイントがどこにあるんかといえば議会選出の議員の分まで触れるということは、議案を見ればあくまでも代表監査委員の予算しか組まれてない

んです。議案書を見て市長の議案提案の説明を素直に聞けばの話ですよ。素直に聞けば、市長の提案説明も議案の中身そのものが代表監査委員の予算しか組まれてない。その予算に関連して、まして議会選出の監査委員の歳費が高いじゃ低いじゃというのは、そうすると今度竹岡委員を疑わんにゃいけん。竹岡委員は代表監査委員の手当のあり方については、美祢市は他市と比べて非常に低いという質問を、本会議場でもう既に2年以上前からなされてるんです。議事録調べたら分かるんですよ。そうすると、竹岡委員があくまでも三好委員を何か意図して、三好委員の歳費を手当を引き上げるようなことを何年間もやってきちよると。その中に議会選出の議員の歳費が3万5,000円じゃ余りにも安いじゃないかということ、自らがアピールするために竹岡委員が本会議場で取り上げてきたんじゃないかと。行く行くは自分の歳費も引き上げんにゃおかしいんじゃないかと。これを回りに認識させるために、極めて恣意的なやり方を竹岡委員が取ってきたということであれば、竹岡委員も含めて、みんな三人とも一蓮托生だということになるんじゃないかと思えます。以上。

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと本題から外れたけど、私はかつて美祢市が下水道を企業会計にやるときにですね、水道課長がかなりそうしたことに精通した方であったので、確か定年退職後延長してその資産調査、それから企業会計移行するための準備をされた課長と話をしたことがあるんです。その方が半年もせんうちに議員さん私もう辞めようと思いますと言われてたんで、何であんたが途中で止めるちゃどうということですかと聞いたら、私の能力の評価が月10万だと。長門で私のことを評価して30万で雇用してやろうという方がいらっしやると。そうすると私の能力をどう評価してもらえるかというのが、私としては一番重きがあるということで、非常にそういう苦い経験をしたんですね。そこでですね私が何故代表監査委員さんのあれをしたかということ、7万5,000円、じゃあ代表監査委員さんのあれだけの日程をですねこなされる方の能力評価が7万5,000円なんかと、7万9,000円かいね。ということが端を発して、やはり人の能力という評価はすべきじゃないかということが一点。それから他市と比べて非常に格差があるということも一点。それから提案説明でもお聞きされたように、私どもの仕事が非常に大きくふくらんできたんですね。合併したからなおさら出先も多くなったと話したと思うんです

が、そうしたことで監査対象にする原課が非常に多くなったということもあるんですね。そこで私は代表監査委員さんとしては、できれば常勤化してほしいと。私がさぼるという意味ではないんですが、常勤化していただいで進めれば、若干ですね監査もぎりぎりまでやらんでも済むと。局長なんかもですね、できたあとの事務整理というたら、夜までやらなくてはいけないという事態もあるわけですから、そうした意味から前から私は上げてほしいという理論を展開してました。じゃあ議会選出の議員の作業量がどうなるのかというたら別に変わるわけでもありません。やっぱり同じようになっていくわけですね。しかしこれは議会から選ばれた議会の報酬をもらってる。例えば農業委員さんにしかり、いろんな方で議会から選出されていってる方というのは、だいたい3万5,000円から4万ぐらいの他市も含めてですよ、その程度だということで、私のほうは別に議論の対象にはしなかったということなんですね。その辺誤解されて、竹岡がどさくさ紛れに代表監査の報酬を上げて、なんぼかついでに自分の分もということが穿った見方をされるならば、これはどうしようもないですね。お互いの思いですから、今回も私何かあったんじゃないかと、これは私の思いですから。南口委員それで良いですか。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 穿った見方をされちよる。だから先程の本来なら、先程の監査事務局長が読み上げたペーパーを、本来ならナンバー打って回収することを前提に配付してもらったほうが分かりやすいんじゃないけど、読み上げても見せんということじゃから個人のメモじゃから仕方がないですけど、少なくとも先程ご質問からいけば、それが本来本会議場若しくはこの委員会で質問されるのであれば、非常に格調高い見識を持った質問だと思います。ところがこれがですね、密室で行われちよるんです。議員バッチを付けてこれをさんざん3月議会で私が言ってきたことなんです。例え業者であろうが、議員バッチを付ければその権威は特に職員に与えるものは全く違うと。一市民では絶対許されんことでも議員バッチを付けていれば、この役所の中では少々のは許されると。それは何故かと言えれば公務員は沈黙が最も取り柄なんです。できる限り言わない。聞かない。見ない。これで定年退職まで迎えなければ長生きできんというのが、聖徳太子の時代から官僚の生き方なんです。まして密室の中でそうした質問をすれば、できる限りしゃべらんやいけんという思いにかられるのは事実なんです。それが平然と3月議会で、平然と行われて

いるということで、私は税金の使い道、まして議員と公務員はそれこそ国会でもそうですが、税金の無駄遣いの象徴になっちゃう。それがオープンの席で正々堂々とMYTの報道も通じて、市民の分かるところで議論すべきだということで、この美祿市議会基本条例を作って併せて美祿市議会政治倫理に関する条例を定めたんです。ところが定めて、この6月議会は理路整然とした議会運営がなされるだろうという期待は持ったんですが、たった数ヶ月も足らず相変わらず密室で議員バッチを付けて質問、疑問を問うたと、聞くのは自由なんですけど基本的に開かれた議会、それからオープンにという原則が全く踏み外されてきよるんですね。そういう状態の中で、まともな議論が審議ができるかと言ったら、本来なら本会議場でなされるべきものを、そこじゃ何にも質問しないで、ありませんかと聞いたら、異議なしとそのまま通しちゃって、そのあとさっさと誰もおらんところで、担当職員にこれはどうなっちゃうんかあれはどうなっちゃうんかと言えば、明らかに市職員の公平な職務を執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使することを求めるような働きかけにしかならないじゃないですか。本来は職員は、公の席できちんと質疑・応答に答えんにゃいけん。ところが、本来それだけしゃべれるもんなら、議案提案の中に最初から市長の中の提案に入れちょきゃいいそいね。いれんにゃ報告するべきものがあるんなら。ところが議案提案の時には極めて簡潔に省略しておきながら、副議長と山中議員が来たら、私らの知らんことをべらべらべらべらしゃべっちゃうんです。だからこのことも含めて、私はきちんとすべきだと思いますよ。

委員長（安富法明君） 本件に関してほかに。（発言する者あり）今、南口委員から委員長に対してということでご意見がございましたが、私とすればまだ委員会審査にも入っておりません。議会運営委員会なり議長の責任において、議会審査のあり方等についてですね再度それなりの場でご指導と言いますか、注意していただく。あるいは勉強会なり開いていただくこういうことになるのかというふうに、これは委員長の判断です。議長如何でしょうか。はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） そうですねせっかく議会の基本条例作ってますので、その辺のことも併せまして、もう一度原点に戻って全協で議論したいというふうに思いますし、私のほうからも注意はしたいというふうに思っておりますので。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） それでは当然委員長も議長もご存知だと思います。先程は政治倫理基準第3条の1項、4項を読み上げてみました。もう一度振り返るなら、市議員は市民の全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みと。4項の市職員の公平な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使することがないようにすると。というようなことで、議員は政治倫理に基準に違反をする事実があるとの疑念を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしなければならないとこう書かれている。その次に第4条に市民は、議員が前条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の50分の1以上のものの連署をもって、その代表者が、これを証する資料を添付して、議長に対して調査の請求をすることができます。2、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員2人以上の連署をもって、議長に対して調査の請求をすることができます。これを含めてきちんと議論をしていただきたいということで、委員長と議長にお願いをしますがよろしいでしょうか。

委員長（安富法明君） 秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 今、南口委員が言われたとおり、せっかく作った政治倫理も作ってますので、きちっとして対応したいと思ってます。

委員長（安富法明君） ではこの件に関してはよろしいですか。ほかには、竹岡委員よろしいでしょうかね。一応ですねご意見もないようでございますので、今ですねまだ付託案件の審査には至っておりません。各委員さん報告意見等求めておりますが、その他ございますでしょうか。はい、高木委員。

委員（高木法生君） 一つお伺いしたいことがあるわけでございますが、きょうの新聞に県内市町村の自主防災組織率という記事が載っておりました。美祢市は80.3%という11年の4月1日現在の数値でございます。県内の平均が79.1%という数値が載っておる訳でございますが、この自主防災組織率というのがどういう算定根拠があるのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

委員長（安富法明君） 実は付託議案について先行させたいというふうに思いますので、その他の項で後程執行部のほうの説明ができれば伺いたいと思いますが、そういう扱いで執行部のほうよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではないようでございますので、それではこれより審査を始めますが、午前中にですね、サインシステムについて現地を調査をしております。この件についても、後程その他の件で皆さんとのご意見、ご質疑等をお受けをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。（発言する者あり）その他と言いますか一応ですね一通り付託議案が終了した後に、議題としたいというふうに思ってます。よろしくお願います。最初にですね議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） それでは議案第2号について説明をさせていただきます。議案書の2 - 1ページと、説明資料の1ページをお開き頂けたらと思います。議案第2号は美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本年3月に秋芳地域において、山口ケーブルビジョン株式会社によりますケーブルテレビサービスが開始されました。これまで、ケーブルテレビ加入分担金の減額措置期間を開局後6ヶ月間とご説明をしておりますが、現在、平成23年6月30日までとなっております。本議案は、山口ケーブルビジョン株式会社への加入促進による市全域の情報一元化を図ることを目的といたしまして、開局後6ヶ月間の加入分担金減額措置期間を確保し、現行条例から2ヶ月延長した平成23年8月31日までとするため、本条例の一部を改正するものでございます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） これは主に秋芳町を対象にした条例だと思うんですけども5月31日現在、1,237件、56.3%の加入申し込みがあると説明を受けております。この数字は情報の一元化にはまだまだ及ばないなというような感がありますが、8月31日まで改めるといふことの市民の方への周知徹底というものはどのように計られているのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） この議案を可決していただいた後に広報等でチラシにより周知をいたしたいというふうに考えております。考えております。そのほか音声告知放送なりあらゆる方法を取りまして、周知に全力を尽くして参りたいと思っております。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 最終的には8月31日までにどのくらいの加入を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 現在私どもの調べでは、5月31日現在で申し込みが1,273件、秋芳地域でございます。5月31日未現在の数字ですから今まだ増えていると思われませんが、この数字で56.3%という数字でございます。美東地域と美祢地域におきましては86.5%、87.5%という数字がございますので8月31日までがどこまで伸びるかというのはちょっと分かりませんが、それに近い数字まで最終的にいけたらというふうに考えております。

委員長（安富法明君） ほかにございますか。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 目標がだいたい80代半ばまで行けばということだと思っんですね。8月31日までいかなかった場合、まだ延ばす考えはあるんですか。もう打ち切る。

委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、一応8月31日までに今の美祢地域、美東地域の水準ぐらいまで加入率が上がるように努力をし、なおかつ8月31日までに、それまでに達しない場合には、改めてそれは検討する必要があるかどうかというふうに考えてます。以上です。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 竹岡委員、今質問したやつね、今から15年ぐらい前かねMYTを導入するとき、おそらくあなたが委員長じゃったと思うんですけど、全く同じ質問したんよ。加入率が思うたように最終的にいかんで、秋吉あるかないかよくわからんのやけど、集合アンテナとか、地域によっては集合アンテナとか独自に地域ごとアンテナたっちゃったいね。旧美祢の場合。変に料金が高くなるとかい誤解を受けて、あれは重安のどっかじゃないかな。地域ごと丸ごと最後まで抵抗

しよる地域があつたいね。重安じゃったと思うんじゃけどね。地域が丸ごと相談して入らんと決めてから。それを説得するのにすごい手こずるよつたけど、当然利便性の反面、ある程度料金負担が負担になると言う声があるじゃろうと思うそいね。その辺の実際に、現地である程度市民の方々の理解を得ながら進めよるから、当然拍車がかかってどうというく場合もあるし、意外と抵抗勢力が出てきて思惑通りにいかない場合があると。だけど一番大事なのは、当初計画で少なくとも何パーセントまではいかせたいと。それを達成するまでは、追求したいという目標があれば、まずそれを示してほしいと思うんじゃけどね。

委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、最終的な目標ということなのですが、具体的な何パーセントというのはちょっと持っておりませんが、美東、美祢地域と同水準というところを目標にしたいというふうに（発言する者あり）美祢市が八十、MYTが87.5%（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 田辺部長、先程の竹岡委員さんの質疑なんですが、美祢市の促進期間とケーブルテレビの促進期間とがあるんですよね。部長が答えられたのは併せてというふうにとっていいわけですか。田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、この議案第2号は秋芳地域の山口ケーブルビジョンの加入促進期間を8月末までに延長することに併せて、市内で格差が生じないようにMYTの加入促進期間も延長するというので、先程お答えした加入率の件についてはですね、秋芳地域の加入率を、これから美祢地域、美東地域の水準になるように持っていきたいというお答えをしたところでございます。よろしいですか。

委員長（安富法明君） 8月以降についてのことなんですけど。8月31日、要するにこれ以降についてっていうことで触れられました。

総合政策部長（田辺 剛君） 以降について、ここでちょっと仮の話するのはあれなんですけど、仮に秋芳地域の山口ケーブルビジョンの期間を延長するということになれば、やっぱり市内に格差が生じないようにという配慮は必要ではないかというふうには。

委員長（安富法明君） それは交渉されるということですか。

総合政策部長（田辺 剛君） MYTもということになるのかと思います。

委員長（安富法明君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） それでは議案第3号について説明を申し上げます。議案書3 - 1ページと参考資料2ページをお開き頂けたらと思います。議案第3号は美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本年5月に今後の情報施策の指針を定めた美祢市地域情報化計画を策定いたしました。本計画におきます美祢市秋芳地域情報通信施設、これを秋芳有線というふうに呼んでおりますが、秋芳有線での取り組みの方向といたしましては、昭和32年に開局した有線電話の電話の普及という目的を達成しておりますことや、昨年8月に開始されました山口ケーブルビジョン株式会社によりますインターネットサービスが、秋芳有線によるインターネットサービスと重複していること、このようなことなどから、平成25年3月末までには、秋芳有線の電話とインターネットのサービスを終了し、音声告知機能については、当面は、既存施設を活用するという予定にしております。また、本市ではサービス機能の優れた山口ケーブルビジョン株式会社によりますケーブルテレビとインターネットへの加入を促進していますが、秋芳有線によるサービスが終了するまで、山口ケーブルビジョン株式会社と秋芳有線と重複して加入される市民の皆様が、数多くいらっしゃるのではないかということから、本議案は、両者のサービス加入者への負担の軽減によりまして、山口ケーブルビジョン株式会社への加入促進を図ることを目的といたしまして、秋芳有線の利用料金を月額1,500円から月額1,000円に減額するため本条例の一部を改正するものでございます。説明は以上です。ご審議の程よ

ろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） これちょっと市長にお尋ねしたいんですが、今の説明によりますと、電話だとかインターネットはもうケーブルテレビのほうにということで、廃止だろうと思うんですね。そうしますと音声告知だけが残るわけですね。この施設には相当農協さんの資産と言いますか、建物、柱等含めてですねあるだろうと思うんです。今のケーブルテレビを活用した何か音声の告知方法があるかないか。それから、この音声告知だけをどの辺まで残しながら、最終処分はどのようにお考えになっているのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですね。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今のご質問ですけど、今の美祢地域とそれから秋芳地域そして今議題に挙げております美東と秋芳ですね、それぞれ三者三様で緊急告知をやっておるといことですね。実をいうとそれぞれがもうかなり設備が古くなっておるといことでもあります。当面ですね秋芳地域については、その現行の方式を用いさせていただきたいというふうに考えています。将来的にですね財政的な面も考慮いたしまして、どういう方法が最も災害時における告知方式として適当かといことを含めて、検討いたしたいというふうには思っております。但し現下現行の状況下においてはですね、現行のままとりあえずは使わせて対応させていただきたいというふうに思っています。

委員長（安富法明君） ほかによろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第3号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第4号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についての件を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案第4号につきましてご説明を申し上げます。議案書の4 - 1ページ、参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。議案第4号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。代表監査委員の報酬を執務実態に即した額に改めるものであります。現行の報酬月額7万9,000円を15万円に改正するものであります。以上です。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。先程からですね審査に入る前にだいぶ本件に関しましてご意見等いただいておりますが、更に本案に対する質疑はございませんか。ちょっと暫時休憩をいたします。

午後3時35分休憩

.....

午後3時56分再開

委員長（安富法明君） それでは、再開をいたします。休憩前に議案第4号についての質疑を受けたところでありますが、さらに質疑がございますか。はい、高木委員。

委員（高木法生君） この第4号議案につきましては、審査のあり方等を含めまして各議員さんからいろいろなご意見が出たところであろうかと思っております。その中で、適正な報酬とはということがあったと思いますが、他市との比較云々等も言われております。この根拠として何か資料がございましたら、提供してもらいたいと思いますが。

委員長（安富法明君） えっとですね、今、一応資料を用意をしておりますので、資料を配付したいというふうに思います。ちょっと暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

.....

午後3時58分再開

委員長（安富法明君） 再開をいたします。資料の配付をいたしました。資料についての説明を求めます。はい、西山監査事務局長。

監査事務局長（西山宏史君） はい、県内の他市の非常勤代表監査委員の報酬の月

額が一覧としておわかりいただけるものを今、総務課から配付されたと思います。それで、私ども美祢市に近いところで申し上げますと、萩市の非常勤の代表監査委員につきましては、月額16万円。それから、長門市につきましては、月額15万円。それから山陽小野田市、こちらは元々18万っていうのが条例上の月額でございますが、現在一時的なカットを適用されておりまして、実際のところは15万3,000円というところが、月額報酬となっております。この表の左隣の枠でございますが、比較的大きな自治体につきましては、常勤の監査委員さんを置かれている自治体がいくつかございまして、こちらのほうは、報酬月額のほうもかなり高くなっておるとい状況でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、説明が終わりました。本件に対する説明も含めてご質疑がございますか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 美祢市は、人口も少なくても予算規模も少ないんですが、単純に他市と比較することが適切なのかどうでしょうかと思います。財政状況の面で市民に新たな税の負担にならないか心配ですが、どうなのでしょう。

委員長（安富法明君） はい、西山監査事務局長。

監査委員事務局長（西山宏史君） 私ども監査委員事務局といたしましても、市長部局の総務課と協議するにあたって、市長部局にお願いしないし申し上げておりましたことが、例えば、一般職員の人件費についても人口に比例して、単純に増減しておるものではないということが一点ありまして、例えば、政令市の一般職員と私ども美祢市のような比較的小さい自治体の職員が、人口比で職員が給料月額が影響されるということになると、場合によっては、その数十倍違ってくるということがありまして、必ずしも人口比っていうのは、その直には影響しないという考え方は総務課にも申し上げております。そのことが一点目。それと、資料としてお見せできないのが残念なんですけども、監査委員の実際の拘束時間っていうのを、内々に他市に電話で聞き取りをさせていただいて、1時間当たりの単価っていうのを実ははじいてみたんですけども、やはりそうした上でも、私どもの監査委員は、比較的よその監査委員さんより勤務時間が短いわけではないと。はっきりと申し上げにくいんですけども、時給単価になおしますと決して高くないという確信は持っております。そのことは、総務課にも説明をし、納得してもらったというふうに考えております。以上の二点でございます。

委員長（安富法明君） はい、よろしいですか。三好委員。

委員（三好睦子君） 市長さんにお尋ねします。再度確認ですが、市民の負担の増にはならないと。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） ありません。というのがですね、この監査委員の方の持つておる役割というのが、市の行政コストの無駄等も、本当に精査をしていただいております。それを本当に前向きに全力をあげて取り組んでいただくためにも、それに見合っただけの報酬は差し上げるべき。これを一生懸命仕事をしていただくことによって、行政コストも下がってくるということで、このことによって市民の方の負担が上がるということは、100%ないということを申し上げます。

委員長（安富法明君） はい、よろしいですか。はい、他に質疑がありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。次に本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね、はい。それでは、これより議案第4号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第5号美祢市税条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは、議案第5号美祢市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書5-1ページ、参考資料は4ページとなります。本議案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年4月27日に公布され、このうち平成24年1月1日に施行される規定について、美祢市税条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、住宅借入金等特別税額控除、

いわゆる住宅ローン控除の適用を受ける住宅が、このたびの東日本大震災により、滅失等し、居住の用に供することができなくなった場合にあっては、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等、特別税額控除の適用を受けることができることとするものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 次に本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。それでは、これより議案第5号美祢市税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の本委員会所管事項について審査をいたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書のほうお出しいただきたいと思っております。補正予算書の1-12、1-13ページをお開き願いたいと思っております。まず、歳出のほうからご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、目の1、一般管理費です。右側の説明欄、004総務管理経費の顧問弁護士料でございます。今日、多種多様な法律上の問題が増加、複雑化してきております。行政活動に対しまして、専門的な見地から幅広く助言や指導をいただくため顧問弁護士を二人体制とするための必要経費、56万7,000円を補正いたすものであります。

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 同じく、1-12、13ページ、そのすぐ下でございますが、総務管理費の目企画費、説明欄の007サインシステム整備

事業といたしまして、看板等施設整備工事を200万円ほど補正をさせていただいております。これは、現在、十文字リーディングプラザで操業されている喜楽鉱業株式会社様から、美東地域の振興を目的としたご寄附をいただいたことから、この度、補正予算計上させていただいたものでございます。

委員長（安富法明君） はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） すいません。同じ1 - 12、13ページで、6目の監査委員費でございます。先程の条例に基づきまして、監査委員の報酬63万9,000円を補正するものであります。以上です。

委員長（安富法明君） 引き続いて歳入を。はい、奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） 予算書の1 - 8ページ、9ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず、最初に10款地方交付税でございますけど、今回の補正の一般財源として、普通交付税を536万6,000円補正してございます。続きまして、17款の寄付金でございます。こちらのほうは、先程、サインシステムのところで申し上げましたように、寄付金が喜楽鉱業さんから寄付金がありましたので、200万円を計上してございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 寄付金の200万円の使い道ですが、サインシステムの整備工事ということですが、どこかもう予定されているのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） はい、山中委員のご質問にお答えいたします。今の200万、喜楽鉱業様からの使用目的でございますが、美東地域の振興ということですので関係上、今、候補としては、道の駅みとうに1箇所、リーディングプラザ美東への進入に関する案内サインをどこかで設置しようかというふうに考えております。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに、質疑がありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案5件につきまして審査を終了いたしました。それでは、前段で申し上げました、最初に申し上げました本日、午前中に現地を踏査いたしましたサインシステムについての件を議題といたします。説明資料等は現地で、お手元に配付をされております。本件に関して、現地をご覧になった上でのご意見、ご質疑等があれば、お受けをしたいと思います。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 13日の一般質問の中で、サインシステムのことについて、少し触れただけなんですね。いわゆる、美東の直売所のところの案内標識って言いますか、全く天候も少し曇っておったということもあるんですが、車で走りながら字を読み取ろうと思うたら、もうほとんどくぐるところまで行かんと、何て書いてあるかわからんというような状態だったんですね。それで一般質問の中で、私も何と何と何っていうことを議長に対して言えばよかったんですが、資料要求をお願いをしとったんですが、朝、いただきましたよね、若干、あれが全てですか。議長から何て聞いたんかいね。私は、非常に見えにくいというお話を申し上げました。という恐らく、当初の図案って言いますか、これの基とですね、実際に風景の中でどういうことができてるかという検証がなされているだろうと思ったから言うんですが、その辺はいかがですかね。もう一つ、きょう皆さん実際に行かれて、おわかりだったと思うんですが、秋吉台インターから降りたところなんかは、ほとんど見えない景色で、という状態です。その辺の資料要求をしとったんですが、何にも出てないんですね。末岡課長、何を指示を受けちゃった。

委員長（安富法明君） 一応ですね、今、用意をさせていただいておるのが、当初、本案に関して主管課のほうから提出をされておりましたデザインって言いますか、についてですね一応、資料が届いております。これを視察をしていただいた修景あたりと比較、重ねていただいて、ご意見等をいただけたらということじゃあな

いかなあというふうに判断をしておりますが、何かほかにつけ加えることがありましたら、末岡課長どうぞ。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 言い方悪いんですが、サインシステムという事業ですので、私はですから、考え方が違ってたらまた指摘していただきたいんですが、自分で例えば今月で6月で2,000キロぐらい、一昨日も560キロぐらい走ってまいりました。ナビをわざわざのけて。目的地にどうやったら行けるんかっていうのをテストするんですね。走り回すんです。結局、途中でわからんようになるんですね、目的地に行かれない場合があるんです。スムーズに行ける時もあるが、行かれない場合がある。その違いを検証してきたんですが、いわゆるナビがなくてもどうやって、その町の中を周遊できるかという、これが私はサインシステムだと思うんですね。その中に、サインシステムの中にいろんな種類があるだろうと。案内をすとか、観光地に誘導していくとか。あるいは対象物に対する記名サインだとか。説明サインだとか。規制サインもあるでしょう。場合によっては、公共施設、あるいは、病院、警察、そうしたもののところまでの親切サインって言ったって、定義づけられているわけじゃあないんですが、そうしたものが、システムとしてきちんと組み上げられて周遊できるという町を目指すべきだと思うんですね。その中で、美東の直売所のアーチ型の案内サインなんてのは、怖くて見られません。走ってみてください。市長、今度見ちゃったらいいです。丁度、くぐるころにやっと見えるぐらい。ようおいでましたと書いてあるけど、またお越しくささいって書いてあるけど。ほとんど見えない状態。今、こうして見せていただくと、確かに白地にやっであるんですよ。風景、白じゃあないんですから。白いビルばっかしが建っておるんなら、これでもいいんですが。特にこういうふうに検証、ここに立てる予定ならばということで、今、パソコンでいくらでも合成できるわけでしょう。ですからそこへの検証をどうされたんだろうかというふうに思うんですね。例えば、これ、秋吉台インターから降りたところですね。黄に黒の矢印、何にもなくてもこの道は行き止まりですよ。左右しか行かれませんよ。誰が見てもわかるんです。ところが、ここに秋吉台と秋芳洞、矢印がつけてあるんですけど、全く見えません。写真を写したら、特にまた見えない。何で見えないかと、こんな景色の中にこういうもんを作っているから見えない。ですから、そういうところをどういうふうに検証されたのかなあと思って、あん時は同系色って言うたかもしれません。議場でわざわざ資

料を要求したんです。議長、何を指示しちゃったん。僕は、わざわざ本会議場で要求しちよるんやから。

委員長（安富法明君） 布施委員。

委員（布施文子君） きょうは、よいよ私は、頭が上がりませんが。私が議長をやっておりました。私は、本会議場で執行部に対して申されたので、私が中を継いで議長のほうからこういう要求があったから、用意をしてください。と言わなければならないと思っておりますので、誠に申し訳ありません。私、議長として何も指示をしておりません。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいません。別に副議長に文句を言っているわけじゃあないんですが、そうすると、議長から議会としての申し出がないということで、用意をされてないんでしょうから。これだけじゃあ、委員長、わからんですよ。これを、置くところの景色にパソコンでのせてみんといけんの。そして検証していかんにゃあいけんの。白いところにやったら何でもかんでも、みな目立つのは当たり前の話ですから。その辺をどう検証されたかっていうものがあれば出していただきたくし、なければもうしょうがないです。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 竹岡委員のご質問にお答えいたします。今、おっしゃられたような、その場その場での合成写真と言いますか、そのようなものの検証はしておりません。以上です。

委員長（安富法明君） 要するに修景って言うか、コントラストとか、そういうふうなもの、例えば季節もあると思うんですが、そういうことに対してはやってないちゅうことです。竹岡委員、引き続き。（発言する者あり）質疑と答弁が誠にお粗末な、かみ合わない状況になっておるんですが、今後の課題等もあるんですが、極めて私どもがあえて今回、視察をするべきであろうと、議長の指示もあったんですが、行いました理由は、どうも議員の皆様方に市民から届く声って言いますか、このサインシステムについてですね、良い評判がほとんどないということがありました。これは、1名2名じゃありません。届いたものがみんな評判があまりよくないものばかりでございました。そういうことで、本日の午前中、現地踏査ということに至ったわけですが、要は、机上で竹岡委員のほうからお話がありまし

たように、ただ白地の上にこういうふうにとされた場合のコントラストと、例えば現状のように周囲が若葉の季節において、これが周囲の修景とどのようなコントラストになるかという検討が足りんから、こういうことになるんじゃないかっていうふうな皆さんのご意見がたくさん出ておりました。その辺のことを踏まえて、きょうも主管課のほうには、一緒に現地を見られたわけですから、それぞれ委員さんがお話をされたというふうに思うんですが、ひとつひとつ、とってみてあまり評価をいただけたようなものは、確かなかったような気がするんですが、その辺のことを踏まえてですね、執行部のほうでの答弁って言いますか、今後の取り組み等も含めてですね、お答えをお願いできないですかね。はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今、安富委員長のほうから、お話がありましたとおり、我々このマニュアルを机上でいいたろうということで、設置したわけなんですけど、実際そのおっしゃるとおり背景によっては、視認がにくいというところはあると思いますが、先程、竹岡委員も言われた、おっしゃったとおり、今後については背景も十分勘案しながら看板だけじゃあなくてというところで、今後の事業を進めてまいりたいということで、ちょっと答弁になってないかもしれませんが。お答えさせて頂きたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） このサインシステムという言葉は、私が一番最初に言い出しまして、その私の政策施策の大きな部分でもあるわけです。この秋吉台の持っている清冽なイメージを持って、そして長登とかですね、大仏様とかアンモナイトとかカップさんとかですね、それぞれ旧自治体が使っておられたキャラクター等も使わせて頂いて、同じコンセプトで、先程、竹岡議員が言われたように、この美祿市に入られた方の交流拠点都市を目指していますので、スムーズに回れるように、ということでサインシステムを導入したわけです。実際にですね、私も建ったということで楽しみにしていましたからすぐ見に行きました。今言われたこのアーチ型の分ですね。確かに背景が雲、白い色とかですね、曇天、非常に見づらいというのが私の実感でもありました。惜しい事をしたなというのもあります。ただこれがコンセプトという意味で、後ろが例えば濃いグリーンとか、濃いブルーに白であれば、非常に分かりやすいと私は思います。秋吉台が持っている、石灰岩のイメージを基本マニュアルでは、意識付けをして使ったんじゃない

いかと私は思っております。技術的にその資料館の前なんかで近くで見ると非常にわかりやすいけども、空中に挙げて、その背面が空であると見づらいというのが確かあるかと思えます。これお金がかかっておりますので、すぐその辺をやり返るといのはちょっと難しいですけども、例えば後ろが岩のこの石灰石を使っておるのであれば、字の部分を白抜きにせず濃い色をつけて見やすくするという方法があるかというふうにも思っております。その辺で今後対応が出来るか、若しくは背面の色の改修するかそういうのも考えられます。今回設置した看板が、まだ数箇所ありますので、今後、全部で50箇所じゃったかな、今後あと今年度含めて3年間で50点近いものを整備をしていくということになっていきますので、今この委員会の中でもご指摘があった様にですね。机上の本とか、バックが白とかいう状態で確認せずにですね。何処に設置をするという事を特定をさせておるはずですから、その背景をきちり入れたもので、今、何ていうかな、ディスプレイショー、何て言うの、ちょっと解りませんが、パソコンで出来るそうですね。その辺で確認をきちとして、現地を良く見て、その上で、どなたが見てもああよくわかるなあと、いうものをね、設置をさせていきたいというふうに思っています。これは、必ずいたさせたいと思っていますので。こういう機会に委員の方が見ていただいて、市民の方のそういうふうなご意見も有ると言うのは非常に大切なことですので、市民の方が思われるこの総務企業委員の方々がね、見づらいということを思われるのであれば、当然の如く市外から入られた方も、見づらいというふうに思っておられるわけですから、せっかく交流拠点都市を目指しておる美祢市の看板がね、そんな状態では私も市長として恥ずかしいですから、そういうことにならないように今後対処していきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（安富法明君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それでですね、今市長がそう言われたんですが、ちょっと見にくいと思います。みとう道の駅の前の看板ですね、どうしてもローソンの看板の方が先に目がつくんです。非常に小さいという事もあるんですけど、何でこんな小さいうろうろして見んにゃいけん。すぐローソンのが目につく。ということは、やっぱり看板を上げるとき、看板と言ったらいけませんか、サインシステムの中でのこうした誘導案内をするときにですね、あるいは色とかサイズとか、後ろの景色だ

けじゃなくて、隣に建ってる、あるいは周囲に建ってる、看板の色とかサイズとか位置を決定されないと、どうしても先に目につくほう、僕は男性ですから、どうしても、美人の方に先に目が行くと。何処に先に目が行くかということなんですね。じゃあもう通り過ぎちゃうという事になっちゃう。それからこの小さな看板を昼の時間に、こっちに移してみたんです。今のみとうって書いた木があって、花壇がある。あそこに移しても、やっぱり色調をおそらく秋吉台ということでやられてくると、やっぱり目立たない。なんぼこの大きくしても目立たないというような状態があります。それから、みとうって書いた裏側に地図があるんです。まだ、美祢市、美東町、秋芳町と旧地図がまだそのまんま置いてありますよね。きょう行ってみたら。だから、その辺もせっかくですから、少なくともこの後ろに書いてある地図は、早く張り替えちゃないとですね、やっぱりせっかく合併したわけですから。あそこはあんまり見えんからええんじゃというんじゃないかなというふうに、きょう見さしていただいて感じたわけです。それから先程も秋吉台から出てきたところ。ここなんかも、全く見えないという状況になっています。そうすると、何でこれが見えんかといったら、こうした後ろに森があるところに、また秋吉台の春のいい写真なんですよ行ってみたら。非常にいい写真が張ってあるんです。看板はきれいなんです。ところが残念ながら、インターから下りたこの停車線のところから見たら、何にも見えないという状況なんですね。少なくとも、もうちょっと大きな字で白抜きでですね、字ないと見えれば良いんですが見えない、という状況になってました。もう一つは、この岩永温泉、わざわざ岩永温泉で書いてある。まあ温泉マークが使えないのかどうかはわかりません。ですが、少なくとも手法として、これは末岡課長なら解ると思いますが、ピクトグラム。これらが、ほかの提案者から出てるなら了解を取ってですね、使われて行ったらより良いんじゃないかと。このカルストの湯の宣伝だけじゃなくて、こんだけかい看板で空白があるんですから、これは、車で走って、カルストの湯は見える。近くにいったら、次の案内がどっかに入っていると。あるいは、QRコードでもいいんですが、そうしたものの活用をですね、考えられたらどうじゃろうかなと。当然提案者の了解は要るだろうと思いますが、その辺を是非検討していただければなというふうに思います。よりやっぱりサインシステムが良くなるほうが良いと思いますんで。以上です。

委員長（安富法明君） 意見でもいいですし、今後の市長がその意見を踏まえて対応されるというふうに答弁をされておりますので、ご意見で良いかなというふうに私は思うんですけど、何か執行部のほうで答弁があれば、主管課の方がよろしいですか。村田市長

市長（村田弘司君） 私がものをしゃべったあとに部課長連中はなかなか喋りづらいでしょうから。今、竹岡議員、やっぱりさっき数百キロでおっしゃった、500キロか、2000キロ、それもナビなしでやってみちゃったっていうんでしょ。なかなかアイデア持って動いてですね。どれほどサインシステム、看板ですね、有効に機能しよるかというのを確認されたんでしょう。先程から私にとっても職員にとっても耳に痛いことおっしゃったけど、そういうご意見というのはとても大切で、そういうことをちゃんと聞いて、飲み込んで、きっちり改善していかないかね。せっかく作るもんですから、素晴らしいものにしたいというふうに思っておりますので、必ず今おっしゃったようなことを参考にさせていただいて、おお、今度はやっぱりようになったのうと、いうふうにさせますから。ということです。

委員長（安富法明君） はい、他にご意見ございますかね。よろしいですか。はい三好議員。

委員（三好睦子君） あの21年、21、22、23ですか、21年はあれですけど、この財源ですが、光を注ぐ交付金でしたかね、なんか国からの交付金でやられると言われましたが、24、25もその交付金がまだあるのでしょうか。財源はどうなのでしょう。

委員長（安富法明君） はい、末岡地域情報課長

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 三好議員のご質問ですが、今おっしゃったとおり、21、22と繰越がございまして財源がございましたが、今のところそれ以降の財源としては、国からの補助金、交付金等はまだそういう情報が入っておりませんので、現在のところは単独市費ということで対応しております。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか、はい、次に、ご意見がなければ。この件についてはよろしいですね。はい、市長からそれなりの今後についての対応等も答弁がございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。次にですね、大変長くなっておりますが、高木議員のほうからご意見がございました地域防災組織率に

ついて、一応執行部のほうに意見を求めておりますので、説明をお願いしたいというふうに思います。ちょっと資料を配ります。資料といっても新聞の切り抜き、これはきょうの山口新聞の切り抜きです。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは高木議員のご質問にお応え致します。まずあの自主防災組織率でございますけど、この率の出し方につきましては、分母につきましては全世帯数、分子につきましては一応行政区、組織を作っている行政区での戸数を割ったものでございます。続きまして、自主防災組織についてでありますけど、この組織の認定につきましては、山口県自主防災組織認定基準というものがございまして、防災に関する活動項目に該当すれば、この自主防災組織として、認定をされるものであります。認定の事項にはいろいろあるわけなんですけど、若干申し上げますと自主防災組織として、組織を立ち上げまして、規約等制定しているもの、これはもちろん防災組織でございますけども、こういう新たな防災組織として立ち上げなくとも、現行の行政区を基本に致しまして、通常の情報伝達等の整備がされておりまして、災害時にはそれを兼用、転用して、できればこの防災組織に認定すると。また、防災訓練等への参加をされた自治区につきましても、自主防災組織に認定されるということで、それらの認定された区での率が、本日山口新聞に載っておりまして、美祢市につきましても、80.3%となっているところでございます。以上で説明を終わりたいと思います。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。説明に対してご意見・ご質疑等ございますか。よろしいですか、きょうはとりあえず。とりあえずですね、委員長があまりこう申し上げるのが、いいのか悪いのか、わかりませんが、100%という市が6市、いや違うな、市町ですね。3市3町ですね。あるわけなんですけど、大変ですね昨今ああいうふうにして大きな震災等もあったあとなんですけど、このあと市としての考え方とか、取組み等にその予定とか、計画があれば一緒に説明をされたらどうかなと思います。はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 私ども災害時におきましては、自分の身は自分で守る努力をする自助、また地域や近隣の人々による共助、これが災害時の大変重要な事だと認識しております。従いまして、この自主防災組織につきましても、あらゆる機会を通じまして、組織の組織率の向上のほうへ務めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（安富法明君） そのようなことらしいですが、よろしいですか。よろしいですね。はい。執行部の方からその他よろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは今の件につきましては、今後の取組みについてですね、大いに期待申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは以上で本委員会に付託をされました議案等についての審査を終了いたします。ご協力のほどありがとうございました。以上で本委員会を閉会をいたします。お疲れでございました。

午後 4 時 4 3 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 3 年 6 月 2 1 日

総務企業委員長

安富法明